

児童生徒性暴力等に該当する行為

懲戒免職となります!



＜児童生徒性暴力等防止法第2条第3項に該当する以下の行為＞

- ① 児童生徒等に性交等（刑法第177条第1項に規定する性交等をいう。以下同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。
- ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。
- ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（④において「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。
 - 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。

※児童生徒等とは、自校・他校の別を問わない。また、学校に在籍していない18歳未満の者を含む。

不同意性交等に該当する行為

懲戒免職となります!



- ① 暴行又は脅迫、②心身の障害、③アルコール又は薬物の影響、④睡眠その他の意識不明瞭、⑤同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在（不意打ち等）、⑥予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕（フリーズ等）、⑦虐待に起因する心理的反応（虐待による無力感・恐怖心等）、⑧経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
- ①～⑧のいずれかを原因として、同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態に乗じて行われる性交等